

## 環境保全部機種等選定会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、環境保全部内で測定及び分析等に使用する機器（以下「測定機器等」という。）の機種等を選定するため設置する環境保全部機種等選定会（以下「選定会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (選定依頼)

第2条 部内各課長は、測定機器等の購入意思決定にあたり、その1台あたりの単価が100万円以上の場合で、同種の機種等のうち1又は数機種のものに限定しようとするときは、あらかじめ選定会の意見を聞かなければならない。

2 選定会の意見を求めようとするときは、機種等選定依頼書により行うものとする。

### (所掌事務)

第3条 選定会は、次の事項について検討し、決定するものとする。

- (1) 同種の測定機器等のうち1又は数機種の選定に関すること。
- (2) 機種等の諸元及び新技術等の検討に関すること。
- (3) その他機種等に関し、必要と認められるもの。

### (組織)

第4条 選定会は、委員長及び委員をもって組織する。

### (委員長)

第5条 委員長は、環境保全部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が委員のうちから指名した者がその職務を代理する。

### (委員)

第6条 委員は、環境保全部の職員で課長、担当課長及び総括主幹の職にある者をもって充てる。

2 委員に事故あるときは、当該委員の指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 選定会は、第3条の事務を遂行するため必要があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

5 選定会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによるものとする。

6 選定会の意見が決定したときは、機種等選定書を作成するものとする。

7 前項の機種等選定書は、購入手続きに際し物品購入伺書に添付しなければならない。

(庶務)

第8条 選定会の庶務は測定機器等を購入する所管課において行う。

付 則

この要綱は、昭和53年9月28日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年8月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年8月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年5月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。